

平成29年度 幌延町人事行政の運営等の状況について

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員別採用者数

	一般行政職	土木・建築職	保育士	保健師	医師	看護師	医療技術職	栄養士	合計
高卒	-	-	-	-	-	1人	-	-	1人
短大卒	1人	-	-	1人	-	1人	-	-	3人
大卒	2人	-	-	-	-	-	-	-	2人
計	3人	0人	0人	1人	0人	2人	0人	0人	6人

(2) 事由別退職者数

	一般行政職	土木・建築職	保育士	保健師	医師	看護師	医療技術職	栄養士	合計
定年退職	-	1人	-	-	-	-	-	-	1人
勸奨退職	-	-	-	-	-	-	-	-	0人
自己都合	4人	-	1人	1人	-	-	-	-	6人
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	0人
計	4人	1人	1人	1人	0人	0人	0人	0人	7人

(3) 年度当初の常勤職員数

	一般行政職	土木・建築職	保育士	保健師	医師	看護師	医療技術職	栄養士	合計
町長部局	44人	6人	11人	3人	1人	11人	-	2人	78人
議会	2人	-	-	-	-	-	-	-	2人
農業委員会	1人	-	-	-	-	-	-	-	1人
教育委員会	10人	-	-	-	-	-	-	-	10人
水道事業	2人	-	-	-	-	-	-	-	2人
下水道事業	1人	-	-	-	-	-	-	-	1人
その他事業	2人	-	-	2人	-	-	-	-	4人
計	62人	6人	11人	5人	1人	11人	0人	2人	98人

(H29年4月1日採用職員を含む)

(4) 部門別職員数の状況

(単位:人)

区 分 部 門	職 員 数		対 前 年 増 減 数	
	29年度	30年度		
一般行政部門 (福祉関係除く)	議 会	2 人	2 人	
	総 務	20	19	▲ 1
	税 務	3	3	
	農林水産	7	7	
	商 工	2	2	
	土 木	9	9	
	小 計	43	42	▲ 1
福祉関係	民 生	17	17	
	衛 生	21	21	
	小 計	38	38	
一 般 行 政 部 門		81	80	▲ 1
特 別 行 政 部 門(教育)		10	10	
公営企業等会計 部門	病 院	0	0	
	水 道	2	2	
	下 水 道	1	1	
	国 保	1	1	
	介 護	3	5	2
小 計		7	9	2
総 合 計		98	99	1

※特別職(町長・副町長・教育長)を除く

(5) 一般行政職員の行政職給料表級別職員数の状況(平成30年4月1日)

区 分	6級	5級	4級	3級	2級	1級	合計
標準的な職務	課長	主幹	係長	主任	主事	主事	
職 員 数	7人	11人	13人	8人	17人	9人	65人
構 成 比	10.8%	16.9%	20.0%	12.3%	26.2%	13.8%	100.0%

※

※税務職員、医師、看護師、保育士、保健師等をのぞいた人数

(6) 定員適正化計画書

職員の定員適正化については、平成27年4月に「幌延町定員適正化計画」を策定し、地方創生への取組等のため必要な職員数を確保しつつ、効率的な組織運営を目指すこととしています。

基本的な考え方として、定年退職者の再任用希望を早期に把握し、これを受けた新規職員の確保、技術職員の採用前倒し等により、若年層職員の育成に努め、行政サービスの低下を招かないよう、適正な定員管理を行います。

① 定員適正化計画の数値目標

計 画 期 間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成27年4月1日	平成32年3月31日	職員数 81人 ▲6.9%

※普通会計(一般会計及び診療所会計)における、特別職(町長・副町長・教育長)及び派遣職員を除く一般職員

②部門別職員数の推計と実績

定員適正化計画での職員数

部 門	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
普通会計 合計	87	90	85	84	81

部門別職員数の推移(実績)

部 門	27年度	28年度	29年度	30年度
議 会	2	2	2	2
総 務	17	20	20	19
税 務	3	3	3	3
民 生	16	18	17	17
衛 生	24	18	21	21
(内、診療所)	(17)	(13)	(15)	(15)
農 林 水 産	5	7	7	7
商 工	1	2	2	2
土 木	10	9	9	9
一般行政 計	78	79	81	80
教 育	9	10	10	10
普通会計 合計	87	89	91	90

2. 職員給与の状況

(1) 人件費の状況（平成30年度各会計当初予算）

会計区分	歳出予算額 (A)	人件費 (B)	平成30年度 人件費率 (B/A)	平成29年度 人件費率
一般会計	千円 5,360,000	千円 589,028	% 11.0	% 11.6
特別・事業会計	1,233,816	223,398	18.1	16.9
合計	6,593,816	(C) 812,426	12.3	12.6
平成29年度合計	6,227,760	(D) 786,879	(C) - (D)	千円 25,547

※人件費には、給料・職員手当の他、共済費や退職手当組合負担金が含まれます。

(2) 一般職員給与の状況（平成30年度各会計当初予算）

会計名	職員数 (A)	給与費			平成30年度 一人当り給与費 (B/A)	平成29年度 一人当り 給与費
		給料	職員手当	計(B)		
一般会計	人 77	千円 261,742	千円 153,408	千円 415,150	千円 5,391.6	千円 5,289.2
特別・事業会計	24	95,182	80,336	175,518	7,313.3	7,243.1
合計	101	356,924	233,744	590,668	5,848.2	5,723.4

(3) 職員の平均給与月額及び平均年齢状況（平成30年4月1日）

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般職員	280,676円	321,515円	40.1歳

※派遣職員、医療職の医師、医療技術職、看護師及び准看護師職員は除いています。

※平均給与月額とは、給料と職員手当(期末勤勉手当及び寒冷地手当を除く)を合わせた額の平均です。

(4) 職員の初任給と経験年数別平均給料月額（平成30年4月1日現在）

区分	初任給	経験年数				
		10～15年 未 満	15～20年 未 満	20～25年 未 満	25～30年 未 満	
一般行政職	大学卒	円 179,200	円 273,600	円 289,800	円 373,400	円 382,900
	高校卒	147,100	-	263,200	323,800	363,300

※経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合の採用後の年数をいいます。

(5) 職員手当の状況 (平成30年4月1日現在)

退職手当	区分	支給率(自己都合)	支給率(定年)	国と同じ	
	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		
	25年	28.0395 月分	33.27075 月分		
	35年	39.7575 月分	47.709 月分		
	最高限度	47.709 月分	47.709 月分		
期末・勤勉手当	6月期	期末 1.225 月分	勤勉 0.90 月分	計 2.125 月分	国と同じ
	12月期	1.375 月分	0.90 月分	2.275 月分	
	計	2.600 月分	1.80 月分	4.400 月分	
職制上の段階、職務の等級による加算措置 有					
寒冷地手当	職員の世帯の区分や扶養親族の数に応じて支給 支給額は51,700円～131,900円(幌延町は1級地)			国と同じ	
扶養手当	○配偶者 6,500円 ○扶養親族(配偶者を除く) 子 1人につき 10,000円 父母等 1人につき 6,500円 ※満16歳から満22歳までの子1人につき5,000円加算			国と同じ	
住居手当	○借家の場合 家賃に応じて100～27,000円 ○自宅の場合 5,000円/月			やや異なる	
特殊勤務手当	特殊勤務手当については、危険、不快、不健康等の特殊な業務に従事する職員に支給				
	手当の種類	区分	支給額		
	(1) 往診手当	1回	診療報酬等による		
	(2) 手術手当	1回	診療報酬等による		
	(3) 放射線作業手当	日額	210円		
	(4) 病理細菌業務手当	日額	210円		
	(5) 医師研究手当	月額	1,320,000円		
	(6) 感染症等防疫作業手当	日額	210円		
	(7) 死体処理作業手当	日額	2,000円		
(8) 夜間看護等手当 (正規の勤務時間内)	1回	1,700円～6,800円			
夜間看護等手当 (正規の勤務時間外)	1回	300円～600円			
管理職手当	主幹職以上に支給 本俸に対し、課長職 11%、主幹職 9%			異なる	
管理職員 特別勤務手当	臨時、緊急又はその他公務の運営の必要により週休日等に勤務したときに支給 時間帯や平日・週休日に応じ、1回につき2,000～12,000円			異なる	
時間外手当	正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給 時間帯や平日・週休日に応じ、勤務した時間1時間につき、0.25～0.75の割増			国と同じ	

(6) ラスパイレス指数の推移

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の、地方公務員の給与水準を示すものです。

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度
幌延町	98.2	97.0	97.3	97.7
猿払村	97.1	97.6	96.8	97.6
浜頓別町	95.5	94.1	96.0	96.6
中頓別町	99.4	97.8	98.4	98.6
枝幸町	94.6	95.6	95.6	95.1
豊富町	96.2	97.1	96.6	96.1
礼文町	91.9	91.5	93.3	94.3
利尻町	91.2	93.0	91.7	92.5
利尻富士町	93.1	91.8	91.6	92.3

(7) 特別職の報酬の状況

区 分		月 額	期末手当の支給割合	
給 料	町 長	710,000円 (750,000)	6月期	2. 125月分(2.10)
	副町長	600,000円 (630,000)	12月期	2. 275月分(2.30)
	教育長	550,000円 (570,000)	計	4. 400月分(4.40)
報 酬	議 長	230,000円	6月期	2. 125月分(2.10)
	副議長	190,000円	12月期	2. 275月分(2.30)
	常任委員長	180,000円	計	4. 400月分(4.40)
	議 員	170,000円		

※()内はH23年5月までの額

3. 職員の勤務時間、その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業時刻	休憩時間	終業時刻	週休日
38時間45分	午前8時30分	正午から 午後1時まで	午後5時15分	土曜日 日曜日

(2) 休暇制度

①有給休暇

- ・ 年次有給休暇 . . . 年間20日（ただし、20日を限度に当該残日数を繰り越すことができる）
- ・ 病気休暇 . . . 結核性疾患、高血圧症、動脈硬化性心臓疾患、慢性の肝臓疾患、慢性の腎臓疾患、糖尿病、悪性新生物による疾病、精神疾患、膠原病、その他の私傷病の療養に要する休暇
- ・ 特別休暇 . . . 公民権行使、官公署出頭、骨髄移植、ボランティア、結婚、生理、産前・産後、育児、配偶者出産、育児参加、子の看護、短期介護、忌引、法要祭日、夏季、住居滅失、災害事故、災害時退勤などに要する休暇

年次有給休暇の取得状況

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
3503日	698.4日	91人	8日	19.9%

（調査対象者：H29年1月1日から12月31日まで全期間在職した一般職員）

②無給休暇

- ・ 介護休暇 . . . 職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母などが負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護に要する休暇
- ・ 組合休暇 . . . 職員団体の業務又は活動に従事する場合の休暇

(3) 育児休業及び部分休業の制度

- ・ 育児休業 . . . 3歳未満の子を養育する職員が、子が3歳に達するまでの期間、原則1回取得できる制度
- ・ 部分休業 . . . 3歳未満の子を養育する職員が、子が3歳に達するまでの期間、1日を通じて2時間を超えない範囲で取得できる制度
- ・ 育児短時間勤務 . . . 子が小学校就学の始期に達するまでの期間、職員が希望する日及び時間帯で勤務することができる制度

育児休業及び部分休業の取得状況

	育児休業取得対象者	育児休業取得者	部分休業取得者
男性職員	1人	0人	0人
女性職員	1人	1人	0人

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

処分内容		処分者数	処分内容
分限処分	免職	0人	
	降任	0人	
	休職	0人	
	失職	0人	
懲戒処分	免職	0人	
	停職	0人	
	減給	1人	10%・1ヵ月
	戒告	0人	

5. 職員のサービスの状況

地方公務員法第30条

(サービスの根本基準)

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

区分	内容	違反者数
法令及び上司の命令に従う義務	職員は、職務を遂行するに当って、法令、条例、規定等に従い、且つ、上司の職務命令に忠実に従わなければならない。	0人
職務に専念する義務	職員は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、職務にのみ従事しなければならない。	1人
争議行為等の禁止	職員は、同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。	0人
信用失墜行為の禁止	職員は、その職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	0人
秘密を守る義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、証人等になった場合も任命権者の許可が必要である。また、離職した後も同様である。	0人
営利企業等の従事制限	職員は、営利を目的とする私企業を営み、または報酬を得てその事業等に従事してはならない。	0人
政治的行為の制限	職員は、政治的団体の結成に関与し、これらの役員になってはならず、政治活動等を行ってはならない。	0人

6. 職員の退職管理の状況

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行（平成28年4月1日）により、営利企業などに再就職した元職員が、離職前の職務に関して、現職職員へ働きかけをすることが禁止されています。

本町においても、幌延町職員の退職管理に関する規則を制定し、退職管理の適正を確保する取り組みを行っています。

7. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実施状況

研修区分	研修内容（派遣先）	回数	日数	受講者数
庁内研修	新規採用職員研修	1回	3日	4人
派遣研修	宗谷管内町村新規採用職員基礎研修（宗谷町村会）	1回	3日	3人
	宗谷管内町村職員初級研修（宗谷町村会）	1回	3日	8人
	宗谷管内町村職員中級研修（宗谷町村会）	1回	3日	6人
	留萌・宗谷地区法務研修（基礎）（宗谷町村会）	1回	2日	1人
	法務研修（北海道町村会）	1回	1日	1人
	給与制度研修会（北海道町村会）	1回	1日	1人
	自治体新任管理者基礎研修（市町村職員研修センター）	1回	2日	2人
	税務事務（基礎）固定資産税課税研修（市町村職員研修センター）	1回	3日	1人
	自治体債権回収研修（市町村職員研修センター）	1回	2日	1人

(2) 勤務成績の評定の状況（人事評価の状況）

当町においては、平成28年度から人事評価制度を導入し、業績評価と能力・態度評価に分けて評価しています。

8. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に関する状況

区 分	受 診 者 数	内 容 等
総 合 健 診	64人	40歳以上の職員と、30～39歳の職員の半数を対象
定 期 健 診	31人	上記対象職員以外を対象
腰 痛 検 査	21人	保育士等を対象

(2) 北海道市町村職員福祉協会への公費の負担状況

平成29年度決算

互助会名	互助会等に対する公費負担額	【A】のうち 互助会等の事務費・人件費に充当している公費負担額	会員掛金総額	互助会会員数	互助会等二重加入により控除する人数	会員一人当たりの公費の補助金額（事務費を含まない）	会員一人当たりの公費の補助金額（事務費を含む）	公費負担率（事務費を含まない）	公費負担率（事務費を含む）
	【A】	【B】	【C】	【D】	【E】	$\frac{(A-B)}{(D-E)}$	$\frac{(A)}{(D-E)}$	$\frac{(A-B)}{(A-B+C)}$	$\frac{(A)}{(A+C)}$
北海道市町村職員福祉協会	268千円	34千円	267千円	101人	0人	2,317円	2,653円	46.7%	50.1%

平成30年度予算

互助会名	互助会等に対する公費負担額	【A】のうち 互助会等の事務費・人件費に充当している公費負担額	会員掛金総額	互助会会員数	互助会等二重加入により控除する人数	会員一人当たりの公費の補助金額（事務費を含まない）	会員一人当たりの公費の補助金額（事務費を含む）	公費負担率（事務費を含まない）	公費負担率（事務費を含む）
	【A】	【B】	【C】	【D】	【E】	$\frac{(A-B)}{(D-E)}$	$\frac{(A)}{(D-E)}$	$\frac{(A-B)}{(A-B+C)}$	$\frac{(A)}{(A+C)}$
北海道市町村職員福祉協会	275千円	45千円	270千円	104人	0人	2,212円	2,644円	46.0%	50.5%

(3) 公務災害補償制度

区 分	発 生 件 数	内 容 等
公 務 災 害	0件	公務中の災害について療養補償などを行う
通 勤 災 害	0件	通勤途中の災害について療養補償などを行う

9. 宗谷公平委員会の業務状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

なし

(2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

なし